

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 相互救済事業に係る平成七年度の経営状況(管財課)
県営土地改良事業計画の変更(農村整備課)
開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)
- ◇ 選 管 告 示 政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出
政治団体の解散の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
- ◇ 正 誤 平成八年七月三十日付鳥取県告示第五百三十二号中訂正

告 示

鳥取県告示第五百五十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の二第二項の規定に基づき、財団法人都道府県会館から同条第一項に規定する相互救済事業に係る平成七年度の経営状況の通知があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

平成7年度財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況

1 火災・自動車共済事業	
(1) 共済基金分担金その他収入	5,082,267,587円
(2) 災害共済金経費その他支出	2,740,408,358円
(3) 次期繰越収支差額	2,341,859,229円
(4) 正味財産	14,752,815,989円
2 水力発電用機械損害共済事業	
(1) 共済基金分担金その他収入	904,858,324円
(2) 災害共済金経費その他支出	454,649,000円
(3) 次期繰越収支差額	450,209,324円
(4) 正味財産	3,958,439,324円

鳥取県告示第五百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業(県営は場整備事業江尾宮市地区区画整理)に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成八年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年八月十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百六十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年五月二日 鳥取県指令米土維十第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市米原八丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市米原五丁目五一七

株式会社ウチダレック

代表取締役 内田 良一

鳥取県告示第五百六十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年八月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成八年五月十日 鳥取県指令鳥土維第四百十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市南安長二丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市大覚寺一三一一

株式会社アートテクノス

代表取締役 上田 重實

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
藤尾信之後援会	越河繁明	藤井正三	米子市紺屋町四四	平成八年六月二十 六日	その他の政治 団体
鳥取県東部医師連盟	安倍 収	岸田剛一	鳥取市富安一丁目 六二	平成八年七月二十 五日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党米子市夜見支部	代表者の氏名	山林 毅男	岡田 勉	平成八年六月二十 四日	政党の支 部
〃	主たる事務所の所在地	米子市夜見町三〇六六一二	米子市夜見町二三五五	〃	〃
自由民主党鳥取市賀露支部	代表者の氏名	鳥取市賀露町九七五	鳥取市賀露町九一七	平成八年七月二十 五日	〃
〃	〃	三好 健	上根 希蔵	〃	〃

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	職務代行者の氏名	届出年月日	備考
鳥取県中部歯科医師連盟	鳥取県中部歯科医師連盟	丸金 廉	三好 健	〃	〃
下村道也後援会	代表者の氏名	小玉 正猛	岸下 大治	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
土井寛後援会	代表者の氏名	〃	〃	平成八年六月二十 五日	その他の政治 団体
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
坂本嗣雄後援会	坂本義信	坂本浩樹	八頭郡八東町大字 日田七三四	平成八年 六月二十 六日	その他の政治 団体
井上ちえ子後援会	仲田末男	和田昭二	米子市尾高町七〇	平成八年 七月二日	〃

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成八年八月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

◎その他の政治団体
 期間 平成7年1月1日～同年12月31日
 政治団体の名称 坂本嗣雄後援会
 報告年月日 平成8年6月26日
 (平成7年12月5日解散)
 収入・支出の総額

1 収入総額	0円	期間	平成8年1月1日～同年12月31日
2 支出総額	0円	政治団体の名称	井上ちえ子後援会
		報告年月日	平成8年7月2日
		政治団体の名称	井上ちえ子後援会
		報告年月日	平成8年7月1日解散
		収入・支出の総額	
収入・支出の総額	(平成8年7月1日解散)	1 収入総額	0円
1 収入総額	0円	2 支出総額	0円
2 支出総額	0円		

正 誤

平成八年七月三十日付鳥取県告示第五百三十二号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段	行	誤	正
三	上	後ろから十五	字滝ノ谷
〃	〃	後ろから十二	字陰平
〃	〃	後ろから二	字築ヶ谷
〃	下	三	字狐谷
〃	〃	四	字下夕屋敷
〃	〃	八	字鳥羽
〃	〃	九	字屋敷平
〃	〃	〃	字鱒淵
〃	〃	十	字八兵衛屋敷
			字八兵衛屋敷